

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 取引先と共に労働災害防止に向け安全管理を徹底します
- 取引先と共にSGDsに取り組みます
- 健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の策定の支援・助言を行います
- BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

① 合理的な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては中小受託事業者と少なくとも年1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能になるよう、充分に協議して決定します。

取引対価の決定を含め契約にあたっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。、

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

② 取引代金は現金で支払います。

③ 取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の維持に配慮します。

④ 大藪組の経営理念に基づいた公正な取引を実践してまいります。

2026年 1月 6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 大藪組 代表取締役社長 小川 海志郎
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。